

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

#### 静岡県条例第45号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表227の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「同条第9項」を「同条第13項」に改め、同表228の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表322の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同表323の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表227の項及び228の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（令和2年9月1日）
- (2) 別表322の項及び323の項の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日